

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業

基 本 契 約 書 (案)

令和7年4月24日

岩 手 沿 岸 南 部 広 域 環 境 組 合

<目次>

第1条（目的及び解釈）	1
第2条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	1
第3条（事業日程）	1
第4条（契約金額）	1
第5条（役割分担）	1
第6条（当事者が締結すべき契約）	1
第7条（本施設の建設工事等）	2
第8条（本施設の運営業務）	2
第9条（異常事態に関する責任）	2
第10条（計算書類等の提出）	3
第11条（本基本契約上の権利義務の譲渡の禁止）	3
第12条（債務不履行）	3
第13条（秘密保持義務）	3
第14条（管轄裁判所）	4
第15条（本基本契約の有効期間）	4
第16条（準拠法及び解釈）	4
第17条（定めのない事項）	4

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者である岩手沿岸南部広域環境組合（以下「組合」という。）は、●、●及び●で構成される●グループ（以下「落札者」と総称する。）並びに●（以下「運営事業者」という。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本契約（以下「本基本契約」という。）を締結する。

（目的及び解釈）

第1条 本基本契約は、組合、落札者及び運営事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 本基本契約において定義されていない用語については、別紙1の定義集に定義された意味を有する。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 組合は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

2 落札者及び運営事業者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。

（事業日程）

第3条 本事業の事業日程については別紙2に示す。ただし、別紙2の事業日程は、本基本契約の当事者全員の合意により変更することができる。

（契約金額）

第4条 本基本契約の当事者は、本基本契約に基づいて締結する建設工事請負契約及び運営業務委託契約の契約金額が、当該契約の条項に従い変更されることがあることを予め了承する。

（役割分担）

第5条 本事業の実施において、代表企業及び構成員並びに運営事業者は、別途合意した場合を除き、それぞれ、次の各号に掲げるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

会社名 業務内容

(1)	●	●
(2)	●	●
(3)	●	●

（当事者が締結すべき契約）

第6条 組合及び建設事業者は、基本協定、本基本契約及び入札説明書等に基づき、建設工事請負契約を締結する。

2 組合及び運営事業者は、基本協定、本基本契約及び入札説明書等に基づき、運営業務委託契約を締結する。

(本施設の建設工事等)

第7条 本施設の基幹的設備改良工事に係る設計及び施工にかかる業務の概要は、要求水準書及び事業提案書に定めるとおりとする。

- 2 建設事業者は、組合との建設工事請負契約締結後、速やかに設計・建設業務に着手し、別途合意がある場合を除き、本施設の契約設計及び実施設計を完成させ、設計図書を組合に提出し組合の承諾を得た上、建設工事完了予定日までに設計・建設業務を完了させる。
- 3 建設事業者は、設計・建設業務にかかる契約保証金として、建設工事請負契約に基づき、組合に対し、設計・建設工事費（消費税及び地方消費税を含む。）の10分の1以上に相当する金額を差し入れなければならない。
- 4 設計・建設業務にかかる契約条件の詳細は、建設工事請負契約に定めるところによる。

(本施設の運営業務)

第8条 本施設の運営及び維持管理にかかる業務の概要は、要求水準書及び事業提案書に定めるとおりとする。

- 2 運営事業者は、運営業務における契約保証金として、運営業務委託契約に基づき、組合に対し、運営保証対象額に相当する金額を差し入れなければならない。
- 3 運営事業者は、運営業務委託契約により委託を受ける業務を実施するための人員を自らの責任で確保しなければならない。
- 4 運営業務にかかる契約条件の詳細は、運営業務委託契約に定めるところによる。

(異常事態に関する責任)

第9条 建設工事請負契約第59条、第60条及び第63条の規定にかかわらず、同契約第56条の規定による設計・建設業務の目的物の引渡しの日から3年を経過するまでの期間中に、異常事態が発生した場合（設計建設業務の目的物の契約不適合に基づく異常事態の発生を含む。）には、建設事業者は、運営事業者が運営業務委託契約第61条、第62条及び第64条に基づいて本施設について負担する改善義務及び要求水準書未達状態の対象並びに同契約第63条第1項、同条第4項及び第64条第4項に基づき本施設について負担する債務について、連帶してこれを負担する。

- 2 建設事業者及び運営事業者は、本施設について異常事態が発生した原因が、設計・建設業務の目的物の契約不適合若しくは建設事業者の義務の不履行によるのか又は運営事業者の義務の不履行によるのか判別できないことを理由として、前項の規定による義務の負担を免れることはできない。
- 3 本施設について異常事態が発生した原因が、運営開始日後に発生した不可抗力（設計・建設業務の目的物の契約不適合は含まれない。）又は建設事業者及び運営事業者以外の者（ただし、その者の責めに帰すべき事由が、建設工事請負契約又は運営業務委託契約の規定により建設事業者又は運営事業者の責めに帰すべき事由とみなされる者を除く。）の責めに帰すべき事由によることを、建設事業者又は運営事業者が明らかにした場合には、第1項の規定は適用しない。

(計算書類等の提出)

第 10 条 代表企業及び構成員は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき要求される計算書類及びその附属明細書の写しを、当該会社の毎会計年度終了後 3 月以内に組合に提出しなければならない。ただし、当該会社が会計監査人設置会社でない場合には、監査法人又は公認会計士が監査を行った計算書類及びその附属明細書を組合に提出する。

(本基本契約上の権利義務の譲渡の禁止)

第 11 条 組合、落札者及び運営事業者は、他の当事者の承諾なく本基本契約上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(債務不履行)

第 12 条 本基本契約の各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第 13 条 組合、落札者及び運営事業者は、本基本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本基本契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、当該情報受領者の責に帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 組合、落札者及び運営事業者が、本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第 1 項の規定にかかわらず、組合、落札者及び運営事業者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 組合及び落札者につき守秘義務契約を締結した組合のアドバイザリー業務受託者並びに本事業に関する落札者及び運営事業者の下請企業若しくは受託者に開示する場合
- (5) 組合が本施設の運営及び維持管理に関する業務を運営事業者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示する場合又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合
- (6) 組合が、組合の構成市町に開示する場合

(7) 組合が、組合議会に開示する場合

(管轄裁判所)

第 14 条 組合、落札者及び運営事業者は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、盛岡地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(本基本契約の有効期間)

第 15 条 本基本契約の有効期間は、本基本契約締結の日から建設工事請負契約又は運営業務委託契約の終了の日のいずれか遅い日までとする。

(準拠法及び解釈)

第 16 条 本基本契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

2 本基本契約、関連書類及び書面による通知は日本語で作成される。また、本基本契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

3 本基本契約の変更は書面で行う。

(定めのない事項)

第 17 条 本基本契約に定めのない事項については、組合、落札者及び運営事業者が別途協議して定める。

この契約の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、本件は、契約締結につき、次の特約条項を付し仮契約を締結し、別途組合及び建設事業者間で締結される岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 建設工事請負契約についての岩手沿岸南部広域環境組合議会の議決後通知をもって本契約に読み替える。

(特約条項条文)

本基本契約は、建設工事請負契約が岩手沿岸南部広域環境組合議会において議決された場合には本契約として成立するものとし、又は、否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において落札者にこのことにより損害を生じた場合においても、組合は一切その賠償の責に任じない。

(仮契約日) 令和●年●月●日

岩手県釜石市大字平田第3地割81番地3

岩手沿岸南部広域環境組合

代表者 管理者 釜石市長 小野 共

落札者

(代表企業) ●
[住所] ●
[代表者氏名] ●

(構成員) ●
[住所] ●
[代表者氏名] ●

(構成員) ●
[住所] ●
[代表者氏名] ●

運営事業者

[住所] ●
[社名] ●
[代表者氏名] ●

定義集

「異常事態」とは、本施設について、要求性能が充たされない事態をいう。

「請負代金」とは、建設事業者が設計・建設業務を実施した対価として、組合が建設工事請負契約に従い建設事業者に支払う対価（消費税及び地方消費税を含む。）をいう。

「運営・維持管理業務」とは、本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。

「運営・維持管理業務委託費」とは、運営事業者による運営・維持管理業務実施の対価として、組合が運営業務委託契約に従い運営事業者に支払う固定費と変動費の合計金額（消費税及び地方消費税を含む。）をいう。

「運営開始日」とは、令和8年4月1日をいう。

「運営完了日」とは、令和23年3月31日をいう。

「運営期間」とは、運営開始日から運営完了日までの期間をいう。

「運営業務委託契約」とは、基本契約の規定に基づき、組合及び運営事業者が本施設の運営・維持管理業務の委託に関して締結する、岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業運営業務委託契約書をいう。

「運営事業者」とは、●をいう。

「運営準備期間」とは、運営業務委託契約締結日から運営開始日の前日までの期間をいう。

「運営保証対象額」とは、運営・維持管理業務委託費の一会計年度における総額の10分の1に相当する金額をいう。なお、変動費は、計画年間処理量に基づいて算出する。運営業務委託契約の規定に基づき、運営・維持管理業務委託費が改定された場合には、当該改定後の運営・維持管理業務委託費に基づいて算出する。

「会計年度」とは、毎年、4月1日に開始し、3月末日に終了する1年度をいう。

「既存運転事業者」とは、●をいう。

「基本協定」とは、組合及び落札者が締結した令和●年●月●日付岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 基本協定書をいう。

「基本契約」とは、岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 基本契約書をいう。

「業務時間」とは、平日、祝日及び土曜日の9：00～17：00をいう。

「計画ごみ質」とは、要求水準書運営・維持管理業務編第2章第1節に定めるごみ質をいう。

「計画年間処理量」とは、要求水準書運営・維持管理業務編第2章第1節1.1に定める計画年間処理量をいう。

「建設業務」とは、本施設の基幹的設備改良工事の施工にかかる業務をいう。

「建設工事請負契約」とは、設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、組合及び建設事業者が締結する、岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 建設工事請負契約書をいう。

「建設工事完了日」とは、建設工事請負契約に基づき建設事業者が実施する設計・建設業務が完了した日をいう。

「建設工事完了予定日」とは、令和12年3月31日又は建設工事請負契約によって変更された日をいう。

「建設事業者」とは、●をいう。

「公害防止基準」とは、要求水準書運営・維持管理業務編第2章第7節に定める公害防止条件をいう。

「工事実施区域」とは、要求水準書に記載される事業実施場所をいう。

「構成員」とは、落札者のうち、代表企業以外の者をいう。

「固定費」とは、運営・維持管理業務委託費のうち、処理対象物の処理量に関係なく組合が運営事業者に支払うものをいう。

「構成市町」とは、釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町及び住田町を総称している。

「最終処分場」とは、構成市町が溶融飛灰を搬入する予定の一般廃棄物処分場をいう。

「事業契約」とは、基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の総称をいう。

「事業提案書」とは、本事業の入札において、落札者が提出した入札書類一式をいう。

「自主防災組織」とは、運営事業者が、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて整備する防災組織をいう。

「消費税」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税をいう。

「処理対象物」とは、組合及び構成市町が本施設に搬入する廃棄物から搬入禁止物を除いたものをいう。

「成果物」とは、事業提案書その他事業契約に基づいて落札者が組合に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。

「施工企業」とは、日鉄エンジニアリング株式会社をいう。

「設計業務」とは、本施設の基幹的設備改良工事の設計にかかる業務をいう。

「設計・建設業務」とは、設計業務及び建設業務の総称をいう。

「設計図書」とは、要求水準書設計・建設業務編第1章第13節1及び2に定める契約設計図書及び実施設計図書の総称をいう。

「代表企業」とは、落札者を代表する●をいう。

「地方消費税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に定める地方消費税をいう。

「点検・検査」とは、本施設を適正に維持管理していくための法定点検、法定点検以外の保守点検、機器の調整、日常的な小部品の取り換えなどの一切の点検・検査をいう。

「特定部品（施工企業）」とは、入札参加資格審査通過者に閲覧を認める図書に記載する部品をいう。

「特定部品（施工企業以外）」とは、建設事業者その他構成員が管理する特許権等の知的財産権を利用して製作されるなど、建設事業者その他構成員からの調達が不可欠である部品及び本施設独自の製品をいう。

「入札説明書等」とは、組合が本事業の事業者募集のための入札に関して配布した令和7年4月●日付けの入札説明書（組合が公表した参考資料及びその他の補足資料を含む。）及び令和7年●月●日付けで配布した質問回答（ただし、要求水準書及び契約書案に関するもの

を除く。) をいう。

「売電費」とは、運営・維持管理業務委託費のうち、総売電費から売電費（組合分）を控除した金額をいう（但し、当該金額が負の値となる場合は0円とする。）。なお、「総売電費」とは、[売電単価(kWh/年) × 実績売電量(kWh/年)]の計算式により算出される金額をいい、「売電費（組合分）」とは、[5円/kWh（消費税及び地方消費税を含まない。以下同じ。）× 実績売電量(kWh/年)]の計算式により算出される金額をいう。なお、売電費（組合分）の計算式のうち、単価（5円/kWh）は15年間改定しないものとする。

「搬入禁止物」とは、別紙3に掲げるものをいう。

「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、感染症の拡大、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、要求水準書において基準が定められている場合は、当該基準を超えるものに限る。）のうち、通常の予見可能な範囲外のものであって、当事者のいずれの責めにも帰さないものをいう。

「変動費」とは、変動費B及び売電費の合計金額をいう。

「変動費B」とは、運営・維持管理業務委託費のうち、処理対象物の処理量に応じて組合が運営事業者に支払うもの（ただし、売電費を含まない。）をいう。

「法令等」とは、法律、命令、条例、政令、省令、規則、若しくは通達、行政指導、ガイドライン、又は裁判所の判決、決定、命令、仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定、判断、措置等をいう。

「補修・更新工事」とは、本施設の劣化した部分、部材、機器又は低下した性能若しくは機能を初期の性能水準又は実用上支障のない性能水準まで回復させる補修又は部分的な交換、又は、本施設の劣化した機器又は装置を全交換することで、低下した性能又は機能を初期の性能水準又は実用上支障のない性能水準まで回復させることをいう。

「本施設」とは、建設事業者が設計・建設する岩手沿岸南部クリーンセンター及び計量棟並びに運営事業者が運営業務を行う同クリーンセンター、計量棟、管理棟等をいい、工事実施区域内の設備、建築物及びその付帯設備を含めていう。

「要求水準書」とは、組合が本事業の入札において配布した令和●年●月●日付岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 要求水準書設計・建設業務編及び令和●年●月●日付岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 要求水準書運営・維持管理編をいう。

「要求水準書等」とは、入札説明書等、要求水準書及び事業提案書を総称していう。

「要求水準書未達状態」とは、要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない状態及びその他運営業務委託契約上の義務が履行されていない状態をいう。

「要求性能」とは、要求水準書及び事業提案書が定める、本施設が備えているべき性能及び機能に加えて、本施設建設工事竣工時の完成図書において保証される内容をいう。

「落札者」とは、本事業にかかる入札において落札者として選定された●グループを構成する企業の全てをいう。

事業日程（予定）

内 容	日 程
1 契約締結日	令和●年●月●日
2 本工事開始日	令和●年●月●日
3 運営開始日	令和8年4月1日
4 本工事完了日	令和12年3月31日
5 運営完了日	令和23年3月31日

別紙3 搬入禁止物（家庭用及び業務用を問わない。）

- ・テレビ
- ・エアコン
- ・洗濯機
- ・冷蔵庫
- ・冷凍庫
- ・パソコン
- ・バッテリー
- ・廃油
- ・シンナー
- ・塗料
- ・消火器
- ・プロパンガスボンベ
- ・農薬
- ・毒、劇物
- ・リチウムイオン電池
- ・フロンガス製品
- ・電球(水銀使用製品)
- ・その他、爆発性、引火性の物